

令和2年松前町告示第76号

松前町新ビジネス定着促進給付金支給要綱を次のように公表する。

令和2年9月10日

松前町長 岡本 靖

松前町新ビジネス定着促進給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大予防と経済活動の両立を図ることが必要なことから、非対面・非接触型ビジネスの導入、デジタルシフト又は国の規制緩和に伴う新ビジネスの導入を行い、その定着化を図ろうとする者（以下「事業者」という。）に対し、町が予算の範囲内において松前町新ビジネス定着促進給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、これらの取組（以下「新ビジネスの定着化」という。）を促進することを目的とする。

(事業者)

第2条 事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める要件を満たす者であること。

ア 法人	町内に置く営業所において新ビジネスの定着化に取り組んでいること。
イ 個人	町内に置く営業所において新ビジネスの定着化に取り組んでいること、又は町内に住所を有していること。

(2) 愛媛県の新ビジネス定着促進給付金（以下「県給付金」という。）の支給決定を受けていること。

(3) 給付金の支給を受けようとする新ビジネスの定着化に対して、松前町地域産業力強化支援事業補助金の交付を受けていないこと。

(4) 他の市町から給付金と同種の補助を受けていないこと。

(5) 町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、1事業者当たり10万円とする。

(支給申請)

第4条 事業者は、給付金の支給を受けようとするときは、新ビジネス定着促進給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和2年12月28日までに町長に提出しなければならない。

(1) 県給付金の支給決定通知書の写し

(2) 県給付金に係る申請内容を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(支給決定)

第5条 町長は、前条の規定により支給申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは給付金の支給を決定し新ビジネス定着促進給付金支給決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときはその旨を事業者に通知するものとする。

(給付金の支払)

第6条 町長は、前条の規定により給付金の支給を決定した事業者（以下「受給者」という。）に対し給付金を支払うものとする。

2 給付金の支払は、受給者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(支給決定の取消し等)

第7条 町長は、受給者が次のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に給付金を支払っているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 県給付金の支給決定を取り消されたとき。

(2) 給付金の支給決定後、給付金の支給を受けようとする新ビジネスの定着化に対して、松前町地域産業力強化支援事業補助金の交付を受けることとなったとき。

(3) 給付金の支給決定後、他の市町から給付金と同種の補助を受けることとなったとき。

(4) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(5) その他給付金の申請について不正の行為があったとき。

(検査等)

第8条 町長は、給付金の支給に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(書類の整理及び保管)

第9条 受給者は、給付金の関係書類を整理し、給付金の支給決定のあった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

年 月 日

松前町長

様

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

### 新ビジネス定着促進給付金支給申請書兼請求書

松前町新ビジネス定着促進給付金の支給を受けたいので、松前町新ビジネス定着促進給付金支給要綱第4条の規定に基づき、次のとおり給付金の支給を申請します。

また、申請に当たり、所管課において、税務課が保有する町税等の納付状況（滞納の有無）を照会することに同意します。

1 支給申請額 10万円

2 添付書類

- (1) 県給付金の支給決定通知書の写し
- (2) 県給付金に係る申請内容を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

※この申請書は、町において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

年 月 日

様

松前町長

新ビジネス定着促進給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新ビジネス定着促進給付金について、次のとおり支給することを決定したので通知します。

支給金額 10万円

（注意事項）

次のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給決定を取り消します。この場合において、支給した給付金の返還命令を受けたときは、速やかに給付金を返還してください。

- (1) 県給付金の支給決定を取り消されたとき。
- (2) 給付金の支給決定後、給付金の支給を受けようとする新ビジネスの定着化に対して、松前町地域産業力強化支援事業補助金の交付を受けることとなったとき。
- (3) 給付金の交付決定後、他の市町から給付金と同種の補助を受けることとなったとき。
- (4) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) その他給付金の申請について不正の行為があったとき。